平成 27 年 12 月 11 日

各位

外国投資法人名　UBS ETF・シキャブ
代表者　取締役
アンドレアス・ハーバーツェト
管理会社名　UBS ファンド・マネジメント
（ルクセンブルク）エス・エイ
代表者名　CEO　ギルバート・シントゲン
（管理会社コード：13854）
問合せ先　アンダーソン・毛利・友常法律事務所
担当者　弁護士　飛岡　和明
（TEL 03-6888-1000）

2015 年 12 月 11 日付臨時投資主総会の議決権行使結果及び 2016 年 1 月 18 日付臨時投資主総会の議決権行使基準日設定についてのお知らせ

UBS ETF・シキャブ（以下「本投資法人」といいます。）は、下記の各 ETF-JDR（以下個別に又は総称して「本 ETF-JDR」といいます。）に関して、本投資法人の 2015 年 12 月 11 日付臨時投資主総会の議決権行使結果及び 2016 年 1 月 18 日付臨時投資主総会の議決権行使基準日設定につき、以下のとおりお知らせいたします。

記

本 ETF-JDR	銘柄コード
UBS ETF ユーロ圏大型株 50（ユーロ・ストックス 50）	(1385)
UBS ETF 欧州株（MSCI ヨーロッパ）	(1386)
UBS ETF 欧州通貨圏株（MSCI EMU）	(1387)
UBS ETF 欧州通貨圏小型株（MSCI EMU 小型株）	(1388)
UBS ETF 英国大型株 100（FTSE 100）	(1389)
UBS ETF MSCI アジア太平洋株（除く日本）	(1390)
UBS ETF スイス株（MSCI スイス 20/35）	(1391)
UBS ETF 英国株（MSCI 英国）	(1392)
UBS ETF 米国株（MSCI 米国）	(1393)
UBS ETF 先進国株（MSCI ワールド）	(1394)

1. 2015 年 12 月 11 日付臨時投資主総会の議決権行使結果

平成 27 年 11 月 10 日付「議決権行使基準日設定及び議決権行使方法等についてのお知らせ」（以下「第 1 回臨時総会お知らせ」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本投資法人の臨時投資主総会が、2015 年 12 月 11 日（金）午前 10 時（ルクセンブルク時間）より、ルクセンブルク市 L-1855 J.F.ケネディ通り 49 番地に所在する本投資法人の登録事務所において開催されましたが（以下「第 1 回臨時総会」といいます。）、第 1 回臨時総会に係る招集通知に記載されたいずれの決議事項についても定足数要件が満たされず、審議及び採決ができませんでした。

なお、第 1 回臨時総会及びその決議事項の詳細については、第 1 回臨時総会お知らせをご参照ください。

2. 2016 年 1 月 18 日付臨時投資主総会の開催

第1回臨時総会に係る招集通知に記載されたいずれの決議事項についても定足数要件が満たされず、審議及び採決ができなかったことに伴い、第1回臨時総会と同じ決議事項の審議及び採決のために、本投資法人の臨時投資主総会が、2016年1月18日（月）午前10時（ルクセンブルク時間）より、ルクセンブルク市L-1855 J.F.ケネディ通り

49番地に所在する本投資法人の登録事務所において開催されます（以下「第2回臨時総会」といいます。）。

3.　2016 年 1 月 18 日付臨時投資主総会の基準日の内容

これに伴い、本 ETF-JDR にかかる「上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約条項」第 42 条第 2 項に基づき、本 ETF-JDR の受益者として、第 2 回臨時総会において付議される議案について、本 ETF-JDR の受託者に議決権を行使するよう指図することのできる受益者を特定する基準日として、次のとおり基準日を設けます。

基準日：　平成 27 年 12 月 24 日

（※）議決権行使の内容、行使方法とその期限等に関しては、後日改めてお知らせいたします。

以　上